

高知市告示第4号

高知市公共調達条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する労働報酬下限額について、令和3年1月1日以降に契約又は基本協定を締結する案件に適用する額を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年1月1日

高知市長 岡崎 誠也

1 条例第7条第1項第1号アに定める対象労働者 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

(1) 国土交通省による公共工事設計労務単価で定める調査対象職種51職種（以下「公共工事設計労務単価調査対象51職種」という。）のうち、交通誘導警備員A及び交通誘導警備員B 851円

(2) 前号に掲げる者以外の労働者 902円

2 公共工事設計労務単価調査対象51職種のうち、条例第7条第1項第1号イに定める対象労働者

次表のとおり

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,010円	高級船員	3,440円
普通作業員	1,700円	普通船員	2,250円
軽作業員	1,440円	潜水士	4,220円
造園工	1,840円	潜水連絡員	2,060円
法面工	2,650円	潜水送気員	2,180円
とび工	2,300円	山林砂防工	2,180円
石工	2,360円	軌道工	3,000円
ブロック工	2,700円	型わく工	2,170円
電工	1,920円	大工	2,210円
鉄筋工	2,070円	左官	2,260円
鉄骨工	2,180円	配管工	1,850円
塗装工	2,140円	はつり工	2,180円
溶接工	2,490円	防水工	2,240円
運転手（特殊）	2,060円	板金工	2,260円
運転手（一般）	1,830円	タイル工	1,920円
潜かん工	3,210円	サッシ工	2,240円
潜かん世話役	3,800円	屋根ふき工	1,700円
さく岩工	2,410円	内装工	2,400円
トンネル特殊工	3,420円	ガラス工	2,110円
トンネル作業員	2,460円	建具工	1,970円
トンネル世話役	3,470円	ダクト工	1,770円
橋りょう特殊工	2,740円	保温工	2,200円
橋りょう塗装工	2,840円	建築ブロック工	1,850円
橋りょう世話役	3,030円	設備機械工	2,140円
土木一般世話役	2,130円		

3 条例第7条第1項第2号に定める対象労働者 851円